

令和7年5月8日
北九州市教育委員会

2026年度(令和8年度)に北九州市立義務教育諸学校に
おいて使用する教科用図書採択方針

- 1 北九州市教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」並びに関係諸法規の定めるところに従い、小学校と中学校の知的障害特別支援学級並びに特別支援学校において使用する教科用図書について、公正を確保し、適正を期して採択する。
- 2 北九州市教育委員会事務局に教科用図書選定会議を設け、その報告を基に採択を行う。採択に当たっては、北九州市の地域的特性と児童生徒の実態等を考慮する。
- 3 教科用図書採択に関しては、採択方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に公開するなど、開かれた採択に努める。